

七六・〇七	<p>に限る。)の屋根板として使用するもの(幅が二・三メートル以上のものに限る。)並びに航空機用の板及びシート(クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。)以外のもの</p> <p>アルミニウムのはく(厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。)</p> <p>裏張りしてないもの</p> <p>圧延したもの(更に加工したものを除く。)</p>	<p>項までに該当する材料以外の材料からの生産</p>
七六〇七・一九	<p>その他のもの</p>	<p>第七六・〇四項から第七六・〇七項までに該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第七六・〇四項から第七六・〇七項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
七六〇七・二〇	<p>裏張りしたもの</p>	<p>第七六・〇四項から第七六・〇七項までに該当する材料以外の材料</p>

七六・〇八	アルミニウム製の管	からの生産
七六〇九・〇〇	アルミニウム製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	第七六・〇四項、第七六・〇六項又は第七六・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
七六・一〇	構造物及びその部分品（アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	第七六・〇四項、第七六・〇六項、第七六・〇八項又は第七六・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七六一〇・九〇	その他のもの	第七六・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産
七六一一・〇〇	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの）	第七六・一一項に該当する材料以外の材料からの生産

七六・一二

の及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。

七六一三・〇〇

アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（折畳み可能な又は硬いチューブ状のものを含み、内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）

七六・一四

アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）

七六・一六

その他のアルミニウム製品

七六一六・一〇

くぎ、びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く）、ねじ、ボルト、ナット、スクリュー、フック、リベット、コッター、コッターピン、座金

第七六・一二項に該当する材料以外の材料からの生産

第七六・一三項に該当する材料以外の材料からの生産

第七六・〇五項に該当する材料（横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のものに限り。）及び第七六・一四項に該当する材料以外の材料からの生産

第七六・一六項に該当する材料以外の材料からの生産

<p>七六一六・九一 七六一六・九九</p>	<p>その他これらに類する製品 その他のもの ワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵<small>（アルミニウムの線から製造したものに限る。）</small> その他のもの</p>	<p>第七六・一六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第七六・一六項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第七八類 七八・〇一 七八〇一・一〇のうち 七八〇一・九一のうち</p>	<p>鉛及びその製品 鉛の塊 精製鉛 課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの以外のもの その他のもの 含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの 電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。）のうち 課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの以外のもの</p>	<p>第七八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

七八〇一・九九のうち	その他のもの	第七八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	第七八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
	鉛合金のもの	第七八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	
	電解精製用のもの（鉛の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。）のうち	
	課税価格が一キログラムにつき一七〇円を超えるもの以外のもの	第七八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもののうち	
	課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの以外のもの	第七八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産
七八〇二・〇〇	鉛のくず	
七八〇三・〇〇	鉛の棒、型材及び線	第七八・〇三項又は第七八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
七八・〇四	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレー	第七八・〇三項又は第七八・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

七九〇一・二〇のうち	亜鉛合金	第七九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
	アルミニウムの含有量が全重量の三%を超えるもの	第七九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
	その他のものうち	第七九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
	亜鉛の含有量が全重量の九五%以上のもの	第七九・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七九・〇三	亜鉛のダスト、粉及びフレーク	第七九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七九〇三・一〇	亜鉛のダスト	第七九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
七九〇三・九〇	その他のもの	第七九・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産
七九〇四・〇〇	亜鉛の棒、型材及び線	第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
七九〇五・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産

<p>七九〇六・〇〇 七九〇七・〇〇</p>	<p>亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ） その他の亜鉛製品</p>	<p>第七九・〇四項から第七九・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産 第七九・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第八〇類 八〇・〇一 八〇〇一・二〇 八〇〇三・〇〇 八〇〇四・〇〇 八〇〇五・〇〇</p>	<p>すず及びその製品 すずの塊 すず合金 すずの棒、型材及び線 すずの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。） すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷して</p>	<p>第八〇・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第八〇・〇三項若しくは第八〇・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第八〇・〇三項又は第八〇・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

<p>第八一類 八一・〇三 八一〇三・二〇 八一〇三・九〇</p>	<p>八〇〇六・〇〇 八〇〇七・〇〇</p>
<p>その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品 タンタル及びその製品（くずを含む。） タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及び 粉 その他のもの</p>	<p>あるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。粉及びフレーク すずのはく すずの粉及びフレーク すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ） その他のすず製品</p>
<p>第八一・〇三項に該当する材料 （塊を除く。）以外の材料からの生産 第八一・〇三項に該当する材料</p>	<p>第八〇・〇三項から第八〇・〇五項までに該当する材料以外の材料からの生産 第八〇・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産 第八〇・〇三項、第八〇・〇四項又は第八〇・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産 第八〇・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

八一・〇四	マグネシウム及びその製品（くずを含む。）	（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一〇四・一一のうち	マグネシウムの塊	第八一・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
	上のもの	第八一・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
	課税価格が一キログラムにつき六七〇円以下のもの	第八一・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
八一〇四・一九のうち	その他のもの	第八一・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
	課税価格が一キログラムにつき六七〇円以下のもの	第八一・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
八一〇四・二〇	くず	第八一・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産
八一〇四・三〇	大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉	第八一・〇四項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一〇四・九〇	その他のもの	第八一・〇四項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一〇六・〇〇	ビスマス及びその製品（くずを含む。）	第八一・〇六項に該当する材料

八一・〇七	カドミウム及びその製品（くずを含む。）	（塊を除く。）以外の材料からの生産 第八一・〇七項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一・〇八	チタン及びその製品（くずを含む。）	第八一・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
八一〇八・二〇	チタンの塊及び粉	第八一・〇八項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
チタン・ニオブ合金	チタン・ニオブ合金	第八一・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
その他のもの	その他のもの	第八一・〇八項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一〇八・三〇	くず チタン・ニオブ合金	第八一・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
その他のもの	その他のもの	第八一・〇八項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一〇八・九〇	その他のもの チタン・ニオブ合金のもの	第八一・〇八項に該当する材料

八一・一〇	その他のもの	外の材料からの生産
八一・一一・〇〇	アンチモン及びその製品（くずを含む。）	第八一・〇八項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一・一二	マンガン及びその製品（くずを含む。）	第八一・一一項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一・二二・二二	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）	第八一・一二項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
八一・二二・二三	塊及び粉	第八一・一二項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産
くず	クロム	

八二二・二九	その他のもの	第八一・一二項に該当する材料 (塊を除く。)以外の材料からの生 産
八二二・四〇	バナジウム	第八一・一二項に該当する材料 (塊を除く。)以外の材料からの生 産
八二二・五一	タリウム 塊及び粉	第八一・一二項に該当する材料 (塊を除く。)以外の材料からの生 産
八二二・五二	くず	第八一・一二項に該当する材料 (塊を除く。)以外の材料からの生 産
八二二・五九	その他のもの	第八一・一二項に該当する材料 (塊を除く。)以外の材料からの生 産
八二二・九二	その他のもの 塊、くず及び粉 ガリウム、ハフニウム、ニオブ及びレニウ	第八一・一二項に該当する材料以

<p>八二二・九九</p>	<p>ム その他のもの</p> <p>その他のもの ニオブ・チタン合金のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>サーメット及びその製品（くずを含む。）</p>	<p>外の材料からの生産 第八一・一二項に該当する材料（塊を除く。）以外の材料からの生産</p> <p>第八一・一二項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第八一・一二項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第八二類 八二・一一 八二二三・〇〇</p>	<p>卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品 刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第八二・〇八項のナイフを除く。）及びその刃 はさみ、テラーシヤその他これらに類するはさみ及びこれらの刃</p>	<p>第八二・一一項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第八二・一三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

<p>八二・一四</p> <p>八二・一五</p>	<p>その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーパー、チョップパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はペデイキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）スプーン、フォーク、ひしゃく、しゃくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具</p>	<p>第八二・一四項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第八二・一五項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第八三類</p> <p>八三・〇一のうち</p>	<p>各種の卑金属製品</p> <p>卑金属製の錠（かぎを使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のかぎ</p> <p>自動車に使用する種類の錠以外のもの</p>	<p>第八三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>八三・〇二</p>	<p>卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアク</p>	

八三〇二・一〇	ローザー ちようつがい	第八三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
八三〇二・二〇	キャスター	第八三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
八三〇二・四一	その他の取付具その他これに類する物品 建築物に適するもの	第八三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
八三〇二・四二	その他のもの（家具に適するものに限る。）	第八三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
八三〇二・四九	その他のもの	第八三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
八三〇二・五〇	帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具	第八三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
八三〇二・六〇	ドアクローザー	第八三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
八三〇四・〇〇	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第九四・〇三項の事務所用	第八三・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

八三・〇六のうち

の家具を除く。

卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品
(電気式のものを除く)、小像その他の装飾品、額
縁その他これに類するフレーム及び鏡

ベル、ゴングその他これらに類する物品以外の
もの

八三・〇八

卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フ
ック、アイ、アイレットその他これらに類する物品
(衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具そ
の他の製品に使用する種類のものに限る)、管リベ
ット、ふたまたりベット、ビーズ及びスパングル

八三・〇九

その他のもの(部分品を含む)。

卑金属製の栓及びふた(王冠、ねじふた及び注水口
用の栓を含む)、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓
用カバー、シールその他これらに類する包装用の附
属品

八三・一一

卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アー
ク溶接棒その他これらに類する物品(金属又は金属
炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使

第八三・〇六項に該当する材料以
外の材料からの生産

第八三・〇八項に該当する材料以
外の材料からの生産

第八三・〇九項に該当する材料以
外の材料からの生産

第八三・一一項に該当する材料以
外の材料からの生産

<p>第八五類</p> <p>八五・四四</p> <p>八五四四・一一</p>	<p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）</p> <p>巻線</p> <p>銅のもの</p>	<p>第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材</p>
	<p>用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒</p>	

八五四四・一九

その他のもの

八五四四・二〇

同軸ケーブルその他の同軸の電気導体

八五四四・三〇のうち

点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）
自動車用のもの以外のもの

料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料

八五四四・四一のうち

その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルト以下のものに限る。）

接続子を取り付けてあるもの
 通信用のもの以外のもの

八五四四・四九のうち

その他のもの

通信用のもの以外のもの

その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルトを超え一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）

料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

八五四四・五一のうち

接続子を取り付けてあるもの
通信用のもの以外のもの

八五四四・五九

その他のもの

八五四四・六〇のうち

その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルト
を超えるものに限る。）
自動車用のもの以外のもの

第二八類、第三八類から第四〇類
まで、第五〇類から第六〇類ま
で、第七〇類、第七六類、第八五
類若しくは第九〇類に該当する材
料以外の材料からの生産又は原産
資格割合が六〇%以上である生産
第二八類、第三八類から第四〇類
まで、第五〇類から第六〇類ま
で、第七〇類、第七六類、第八五
類若しくは第九〇類に該当する材
料以外の材料からの生産又は原産

<p>第八七類 八七一〇・〇〇</p>	<p>八五・四五のうち</p>
<p>鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び 附属品 戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかないかを問わない。）及びその部分品</p>	<p>炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品で黒鉛その他の炭素のもの（電気的用途に供する種類のものに限るものとし、金属を取り付けてあるかないかを問わない。） カーボン電熱抵抗体以外のもの</p>
<p>第八七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産</p>	<p>資格割合が六〇%以上である生産 第二八類、第三八類から第四〇類まで、第五〇類から第六〇類まで、第七〇類、第七六類、第八五類若しくは第九〇類に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産</p>
<p>第九〇類</p>	<p>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部</p>

九〇・〇三	分品及び附属品	
九〇〇三・一一	眼鏡のフレーム及びその部分品 フレーム	
	プラスチック製のもの	
九〇〇三・一九	その他の材料製のもの	
九〇〇三・九〇	部分品	
九〇・〇四	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	
九〇〇四・一〇	サングラス	
		第五類、第三九類、第七〇類から 第八一類まで、第九六類、第九〇 ・〇三項若しくは第九〇・〇四項 に該当する材料以外の材料からの 生産又は原産資格割合が六〇%以 上である生産
		第五類、第三九類、第七〇類から 第八一類まで、第九六類、第九〇 ・〇三項又は第九〇・〇四項に該 当する材料以外の材料からの生産
		第五類、第三九類、第七〇類から 第八一類まで、第九六類、第九〇 ・〇三項又は第九〇・〇四項に該 当する材料以外の材料からの生産
		第五類、第三九類、第七〇類から 第八一類まで、第九六類、第九〇

<p>九〇〇四・九〇</p>	<p>第九一類 九一・一三 九一三・一〇 九一三・二〇 九一二三・九〇のうち</p>
<p>その他のもの</p>	<p>時計及びその部分品 携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品 貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの 卑金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかな いかを問わない。） その他のもの 革製又はコンポジションレザー製のもの以外 のものうち</p>
<p>・〇一項、第九〇・〇三項若しくは第九〇・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇％以上である生産 第五類、第三九類、第七〇類から第八一類まで、第九六類、第九〇・〇一項、第九〇・〇三項又は第九〇・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産</p>	<p>第九一・一三項に該当する材料以外の材料からの生産 第九一・一三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

<p>第九三類</p> <p>九三・〇一</p> <p>九三〇二・〇〇</p> <p>九三・〇三</p>	<p>二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。）から構成されるもの以外のもの</p>	<p>第九一・一三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第九三類</p> <p>九三・〇一</p> <p>九三〇二・〇〇</p> <p>九三・〇三</p>	<p>武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品軍用の武器（けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。）</p> <p>けん銃（第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。）</p> <p>その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃）</p> <p>その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。）</p> <p>第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品</p> <p>けん銃のもの</p>	<p>第九三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第九三・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第九三・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第九三・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第九三・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産</p>